## 〈談話〉

夫婦同姓強制を合憲とした最高裁決定に抗議し、選択的夫婦別姓制度の早期 導入を求めます

> 2021年6月30日 日本婦人団体連合会 会長 柴田真佐子

6月23日、最高裁判所大法廷は、夫婦同姓を強制する民法750条の規定と戸籍法74条1項の規定について「憲法24条に違反するものではない」とし合憲の判断をしました。15人の裁判官中、女性1人を含む4人が「違憲」判断をしました。

前回 2015 年の大法廷判決以降の社会的変化や「選択的夫婦別氏制度の導入に賛成する者の割合の増加その他の国民の意識の変化」などの諸事情等を踏まえても「2015 年大法廷判決の判断を変更すべきものとは認められない」とし、再び合憲判断を繰り返したことに対し強く抗議します。

夫婦同姓の強制により96%が夫の姓となっていることは女性に対する間接差別です。選択的夫婦別姓制度の導入については、2003年の女性差別撤廃委員会総括所見以来3度にわたり日本政府に実施勧告が出されてきました。

夫婦同姓を法で強制しているのは日本だけです。この間女性の社会進出がすすむなかで、 姓を自ら選択することを望む女性が増加し、世論調査でも選択的夫婦別姓導入を望む声は7 割をこえ、選択的夫婦別姓制度の導入を求める地方議会からの意見書も多数採択されてい ます。

日本が女性差別撤廃条約を批准してから 36 年、選択的夫婦別姓制度の導入を求めた法制審議会の答申から 25 年が経過しています。婦団連は 2004 年以来毎年、選択的夫婦別姓制度の導入など民法の差別的規定の廃止・法改正を求める署名にとりくみ、国会請願を行い、政府交渉においても声をあげてきました。今回の最高裁決定は、国際機関からの勧告を無視し、女性の長年にわたる切実な声を一顧だにしない不当な判断であり、世界の流れに逆行するものです。

一方で今回の決定は、制度の在り方は 2015 年大法廷判決の指摘するとおり「国会で論ぜられ、判断されるべき」とし、補足意見は国会において「真摯な議論がされることを期待する」としています。

第 5 次男女共同参画基本計画の策定過程でも明らかになったとおり、選択的夫婦別姓制度の導入を妨害しているのは自民党の右派勢力です。来る総選挙ではこの問題を大きな争点とし、市民と野党の共闘による政権交代で、選択的夫婦別姓制度の導入をはじめ、個人の尊厳を守り、ジェンダー平等を進める政治を実現するために取り組みを強める決意です。